

公募要領

1. 事業名

国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構のWebサイトリニューアル業務（ホームページの制作）

2. 趣旨

この要領は、国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構（以下「T-CReDO」という。）の情報発信ツール（以下「Webサイト」という。）についてリニューアル業務の受託者を選定するため、必要な事項を定めたものである。

受託希望者は、この公募要領及び別紙仕様書を十分に理解した上で企画提案することとし、提案内容を総合的に判断して最も優秀な者を選考する。

3. 事業の背景、目的

現在のWebサイトは、平成27年に制作されてから約9年が経過している。

そのため、情報機器の進歩により、T-CReDOの広報活動の拠点となるWebサイトとしては、デザインの刷新による視覚的な魅力向上、情報の探しやすさ、見やすさの改善、操作性の向上、モバイル端末への最適化が求められている。

また、本学の国際化を進展していく中では、Webサイトにおいて英語を含めた外国語での発信がさらに必要となっていることから、今回の業務を実施するものである。本業務は、T-CReDOの事業内容を理解した上で、Webサイトについてのユーザビリティ及びアクセシビリティを向上させることを目的とし、閲覧者にとってより分かりやすく、かつ情報が探しやすいWebサイトを制作することとする。

4. 成果物の納入期限

令和7年3月31日までとする。

ただし、Webサイトの公開は、令和7年3月24日の週を予定している。

5. 業務委託料支払額の上限

予算額：330万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）

採択数：1件

6. 業務の内容

T-CReDOのWebサイトをリニューアルする。（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

7. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。

- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和6年度に関東・甲信越地域の（役務の提供等）の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。
- (7) 突発的な事項に早急に対応する必要があることから、茨城県内に本社、支社、営業所等を有する事業者であること。
- (8) Webサイトの制作において10年以上の実績があり、外部委託をすること無く、全て自社でデザイン・コーディング等を行っていること。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。また、国立大学医学系学部や医学研究に関するWebサイトを過去3年以内に手掛けた実績があること。
- (9) Webディレクター、Webデザイナー、システム開発プログラマーが各々複数名在籍しており、当事業を担当する者は国立大学医学系学部や医学研究に関するWebサイト制作の経験を有すること。

8. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

9. 仕様書の交付ならびに企画提案書の提出方法等

(1) 仕様書の交付

仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。

ただし、企画提案申請書（別紙様式）については、別途Wordファイルを交付するので、(2)の受付窓口にE-mailで請求を行うこと。

(2) 質問事項の受付窓口、企画提案書の提出先

〒305-8576 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1 筑波大学附属病院

国立大学法人筑波大学 病院総務部管理課（担当：松野 寿美恵）

E-mail：matsuno.sumie.gd@un.tsukuba.ac.jp

電話： 029-853-3541

(3) 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時：令和6年9月3日（火）14時00分

オンラインで行うので、希望がある場合は、9月2日（月）17時00分までに(2)のE-mailアドレス宛へご連絡ください。URLをお伝えいたします。

※説明会のご参加が、企画競争参加の条件となります。

(4) 質問事項の受付・回答

受付期限：令和6年9月5日（木）12時00分まで

質問への回答は、令和6年9月9日（月）15時00分までに行う。

質問はE-mail で受付・送付・回答を行う。
送信件名は次のとおりとし、(2)のE-mail アドレス宛とする。
送信件名：【質問】T-CReDO ウェブサイトリニューアル業務

(5) 企画提案書の作成及び提出方法

日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。

資料の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。

企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。

下記①～⑤の資料を1つのPDF ファイルにし、(2)のアドレス宛に電子メールにて提出すること。

① 企画提案申請書（別紙様式）

② 企画提案書（仕様書を踏まえ、次の項目を含めたプレゼンテーションスライド 20 頁以内とし、通しページを付記する。）

1. 提案する Web サイトのコンセプトと概要

2. 全体構成の案

3. 業務全体に係るスケジュール

4. 実施体制（人員配置等）

5. Web サイトのイメージが分かる資料

6. 提案企画に関連性の高い過去の実績、その他遂行能力の証明となる事項

③ 概算見積書（積算内訳を含む）

④ 会社等組織の概要が分かる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款）

⑤ 緊急時の対応体制

(6) 企画提案書の提出期限

提出期限：令和6年9月13日(金) 17時00分必着

(7) 企画提案書の無効

① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書

② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書

③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書

④ 仕様書で要求した本業務の要求要件を満たしていない企画提案書

⑤ 説明会に参加しなかった者の企画提案書

10. 契約者の決定及び契約等について

(1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。

(2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。

(3) 契約書の作成の要否：要

- (4) 選考の結果、契約予定者と契約条件および業務実施内容を協議し、当該仕様書に基づく見積書を提出頂いた上で、契約を締結する。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

1 1. スケジュール

- (1) 公募公告期間：令和6年8月21日（水）～令和6年9月2日（月）
- (2) 説明会：令和6年9月3日（火）
- (3) 質問等の受付期限：令和6年9月5日（木）12時00分
- (4) 質問等の回答期限：令和6年9月9日（月）15時00分
- (5) 企画提案書の提出期限：令和6年9月13日（金）17時00分必着
- (6) 審査：令和6年9月17日（火）～9月20日（金）
- (7) 選考終了：令和6年9月20日（金）
- (8) 契約締結：令和6年9月下旬

1 2. その他

- (1) 業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。
- (2) 本事業の全部又は主たる部分を再委託はできない。
- (3) 本事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択すること。
- (4) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

受付番号※

筑波大学記入欄(申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学附属病院 御中

商号又は名称:

代表者職名 :

代表者氏名 :

印

「国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構の Web サイトリニューアル業務（ホームページの制作）」について、当社は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構の Web サイトリニューアル業務（ホームページの制作）」に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代表者 役職・氏名	役職名		印又は 署名
	ふりがな 氏名		
所在地	(〒 -)		

2. 添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度に係る役務の提供等の資格審査結果通知書の写し又は過去1年以内に本学との取引実績を有することを証明する書類 ② 会社等組織の概要が分かる資料 ③ 企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること) ④ 本業務全体に係る実施計画及び実施体制(人員配置等) ⑤ 概算見積書(積算内訳を含む) ⑥ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

仕 様 書

1. 件 名 国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構の Web サイトリニューアル業務（ホームページの制作）

2. 目 的

本業務は、国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構（以下「T-CReDO」という。）の事業内容を理解した上で、情報発信ツール（以下「Web サイト」という。）についてのユーザビリティ及びアクセシビリティを向上させることを目的とする。閲覧者にとってより分かりやすく、かつ情報が探しやすい Web サイトを制作することとする。

3. 納品場所 T-CReDO

4. 成果物の納入期限

令和7年3月31日までとする。

ただし、Web サイトの公開は、令和7年3月24日の週を予定している。

5. 支払い

検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

6. 業務内容

本業務では、Web サイトの制作について全体を統括及び Web サイトの具体的な制作、完成した Web サイトの公開等の作業を行う。テスト環境は、受託者にて用意すること。

なお、作業においては、現在の Web サイトを精査し、問題点等を具体的に指摘する等、改善策を提案し、本学との協議を重ね以下の項目を進めることとする。

現在の Web サイト URL: <https://www.hosp.tsukuba.ac.jp/t-credo/index.html>

(ア) ディレクション

構成については別紙「ウェブサイト構成案」のとおりとし、必要なコンテンツ等について提案すること。

(イ) 制作

ユーザーにとって利便性の高い Web サイトを実現するための画面設計をする

こと。なお、画面設計のコーディングは、本学と協議し、承認を得た後に実施するものとする。また、T-CReDOのWebサイトや橋渡し研究推進センターのページデザインとの親和性を保ったデザイン設計を行うこと。

橋渡し研究推進センターURL:<https://resstplatform.org>

(ウ) 実装

頻繁に更新する情報は容易に掲載できるようWordPressを使用すること。

また、スマートフォン・タブレット等でも表示できるようレスポンシブデザインを意識したコーディングとすること。

公開後は本学にて本サイトを更新できる仕組みにすること。

公開用のデータをアップロードする際は、インシデントの発生防止に努めること。

(エ) その他

現在のWebサイトの課題を解決するための独自提案があれば提案すること。

7. 成果物の提出

(ア) Webサイトの制作の実施報告書（様式任意）

(イ) Webサイト設計書

(ウ) その他、別途担当者が指示するもの一式

8. 業務の進め方

(ア) 受託者は、業務着手に先立ち、実施工程についてT-CReDO担当者と協議・調整すること。

(イ) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者はT-CReDO担当者と協議しながら作業を進めること。

(ウ) 成果物一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。

(エ) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(オ) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(カ) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

- (キ) システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生の予防のため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (ク) Webサイトの管理機能については、T-CReDO 担当者と協議の上、アカウントやメールアドレス及びパスワードなどを用いた適切な認証方法で行うこと。

9. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する要件

受託者がワーク・ライフ・バランス等の推進に関する以下の要件を満たしている場合には得点を与える。なお、認定の取消などによって、提出した内容と異なる状況となった場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

- (ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えらぼし認定企業）を受けていること。又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）であること。
- (イ) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。
- (ウ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。
- (エ) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて得点を与える。

10. その他

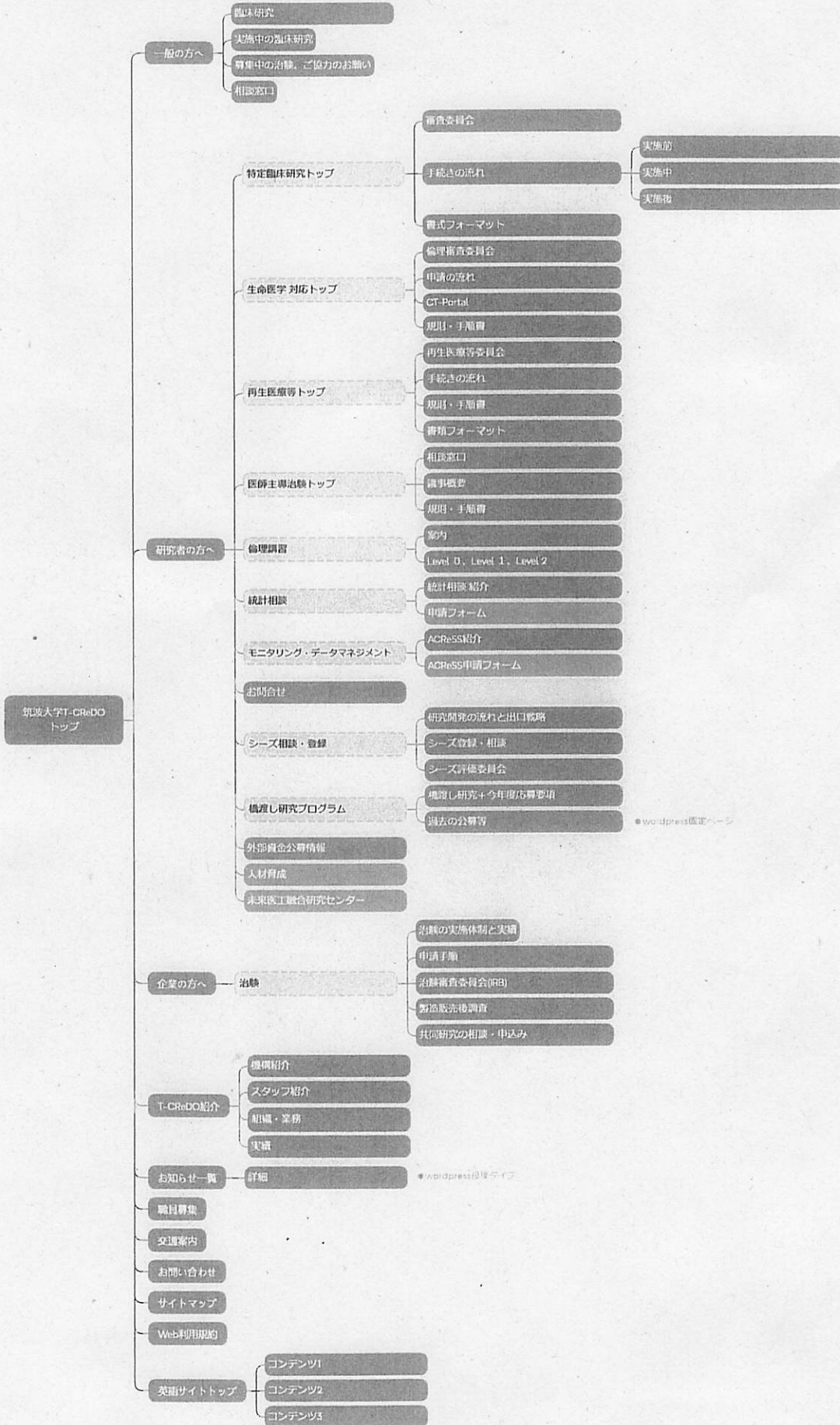
- (ア) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細目及び役務提供契約基準によるものとする。
- (イ) 本仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意を持って協議して決定するものとする。
- (ウ) その他の詳細については、本学附属病院の指示に拠るものとする。

ウェブサイト構成案

作成ページ

カテゴライズ (ハブとしてのページの作成はしない)

外部リンク



審査基準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、国立大学法人筑波大学つくば臨床医学研究開発機構（以下「T-CReDO」）内に設置する企画選考委員会（以下「選考委員会」）において、書類選考を実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。

2. 審査期間

令和6年9月17日(火) ～ 令和6年9月20日(金)

3. 評価項目

仕様書を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

<業務実施主体及び業務内容に関する評価>

- (1) 業務理解：T-CReDOのWebサイトリニューアル（以下「本業務」という。）に関し、その背景や目的が理解されており、現在のWebサイトを十分に分析し、委託内容を踏まえた提案となっていること。【5点×3】
- (2) 業務の妥当性：提案するWebサイトのコンセプトや構成の概要が具体的に想定でき、かつ、それらを選択した理由に照らして適当であること。【5点×3】
- (3) 操作性・デザイン性：多様なユーザーへ配慮したメニュー構成を取り入れつつ、かつ興味を喚起するデザインとなっているか。【5点×4】
- (4) 実施体制：国立大学医学系学部や医学研究に関するWeb制作に携わった経験を有する者を業務体制に含み、かつ本業務に関する実施体制が十分であること。【5点×4】
- (5) スケジュールの妥当性：本業務全体のスケジュールが十分に想定されており、妥当であること。【5点×3】
- (6) 経費等：本業務の提案内容に対し、妥当な経費が示されていること。【5点×1】
- (7) 現在のWebサイトの課題を解決するための独自提案が含まれていて、その提案が有効である。【5点×1】

<ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価>

- (8) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。【5点×1】

【評価点】

- (1) 業務実施主体及び業務内容に関する評価に係る評価基準

評価項目ごとに1～5点の評価点を付し、項目に応じた加算率を乗じた上で合計する。

(5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや

劣る、1点：劣る)

- (2) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準
以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。
なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1） = 5点
- ・えるぼし 3段階目（※2） = 4点
- ・えるぼし 2段階目（※2） = 3点
- ・えるぼし 1段階目（※2） = 2点
- ・行動計画策定済（※3） = 1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4） = 5点
- ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準（※5）） = 3点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6） = 3点
- ・トライくるみん（※7） = 3点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8） = 2点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規程に基づく認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定企業 = 4点

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

4. 企画提案の決定

第3項の評価要素を基に、選考委員会の各委員が各々評価した結果の得点合計の最上位者を契約予定者として選定する。ただし、合計得点と同じ場合、再度選考委員会で評価し、順位を決定する。なお、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

5. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。